

石川県公報

平成 22 年 2 月 16 日

第 1 2 2 6 2 号 (火曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	4
保安林の指定予定	(森林管理課) 1		
保安林の指定の解除	(同) 2	公安委員会	
保安林の指定施業要件の変更予定	(同) 2	石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	4
公 告			
県有財産売払入札公告	(管 財 課) 3		

告 示

石川県告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成22年2月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦参19、四12の乙、15、16の1、吉四11から13まで、リ59、60、63、70、字中居式巻20の甲、20の乙、21、式参3、36の1、式五33の甲、41の甲、41の乙、70、81、式六27の乙、28から35まで、式七2の1、6の1、7の1、16の甲、29の1、29の2、30の1、30の2、30の乙、31の1、31の2、32の1、32の2、49、54、57、参式7の1、9の1、15の1、へ23、24、27の1、27の2、77の1、77の2、121の4、125、129の丙、130、138の2、タ134、135、144、153、175、177、189、190、193、214から229まで、230の1、230の乙、231、232、レ137、138の2、138の3、139の甲、139の2、161の甲、ラ16から24まで、字波志借竹中9、10、28、29、西谷内6の2、大峠2、3の1、4の1、5から8まで、9の1、10の1、10の2、11の1、11の2、12の1、12の2、13の1、13の2、屋勢馬42、43、48、49の1、50、トチ谷5の1、6、7、8の1、脇平1の4、1の5、3、4、5の1、10、20、32、33の1、34、35、堂田9から18まで、櫛谷内17の2、18の2、19の2、75、火ノ谷内36の2、39の2、43の2、44の1、45の2、46の1、市ヶ谷内30、赤坂11、12、14、15、17、69、71、子19から22まで、井24の1、24の2、25の1、27、28の甲、28の乙、小長瀬30、36、55から58まで、長源平33、37、38、口28、29、37、41、48、50から52まで、へ95、カ70、71、ツ13、14の1、15、16の乙、16の1、ラ38から41まで、ウ32、33の1、33の3、34の1、マ10の1、12の1、ケ3の1、3の2、フ1の1、1の乙、字藤巻式32の1、六10、20、ハ65の丁から65の己まで、101、102、104の1、106、107、108の1、108の2、109、又27から31まで、45、54、字木原イ5、9、19、24、28、34、38、39、40、口63、ホ37、へ13の1、字伊久留エ4、6、7、10の1、10の3、10の4、12から14まで、15の1、15の2、16、オ15、ア2から4まで、18、40、62、63、サ11の1、13の甲、19、22、28、30、32の甲、35、井2の1、7から9まで、10の甲、10の乙、11、17、19、字鶴島六2、3の1、4、5の甲、5の乙、6、7、15から17まで、19の甲、19の乙、31の乙、37の甲1、37の甲2、七5の甲、6、7の甲、8、9の甲、10の甲、11の甲、13の甲、15の甲、16の甲、17の甲、字大町巻35、36、式31から33まで、37、49、53、59から61まで、62の甲、63、69の39、69の40、四41、44の1、45の1、45の2、45の4、48の1、49の1、51、54、55、58、60の8、七10、21、22の1、23、35、ホ162から167まで、169の甲、169の乙、へ195から199まで、200の4、チ336、カ39、44から47まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかる伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第63号

森林法(昭和26年法律第249号)策26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成22年2月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 解除に係る保安林の所在場所

小松市日末町メ4の8から4の10まで、キ14の8、14の6

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

1 解除に係る保安林の所在場所

小松市日末町メ4の8から4の10まで、キ14の8、14の6

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

石川県告示第64号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年2月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

なだれの防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかる立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成22年2月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

別表1のとおり

2 入札及び開札の日時及び場所

別表2のとおり

3 現地説明の日時及び場所

別表3のとおり

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

5 入札案内書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成22年2月16日(火)から同年3月17日(水)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

ア 石川県総務部管財課	金沢市鞍月1丁目1番地	電話番号 076 - 225 - 1262
イ 石川県中能登土木総合事務所羽咋土木事務所	羽咋市石野町へ31	電話番号 0767 - 22 - 1225
ウ 石川県立能登産業技術専門学校	鳳珠郡能登町字松波3 - 60 - 3	電話番号 0768 - 72 - 0184

6 入札参加申込みの方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県総務部管財課まで持参し、又は簡易書留により送付しなければならない。

(2) 受領期限

平成22年3月17日(水)午後5時(簡易書留の場合は、受領期限内必着とする。)

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

石川県が発行する納入通知書により、指定の期日(契約締結の日から30日以内)までに納入すること。

(6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問い合わせ先

〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課 電話番号 076 - 225 - 1262

別表1

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	金沢市田上町ㄱ63番2、ㄱ64番4、ㄱ65番5、ㄱ66番4、ㄱ67番7、ㄱ67番8、ㄱ67番14、ㄱ67番15、井4、井5	土地	山林	3,058.74㎡	18,000,000円
2	金沢市田上町ㄱ67番13、ㄱ68番4、ㄱ68番5、ㄱ71番2、ㄱ71番4、ㄱ72番6	土地	山林	404.50㎡	2,730,000円
3	羽咋市島出町上1番16	土地	宅地	175.66㎡	5,040,000円
4	鳳珠郡能登町字松波壱五字30番2	土地	宅地	102.43㎡	809,000円
5	鳳珠郡能登町字松波弐八字108番2	土地	宅地	189.55㎡	1,250,000円

別表2

物件番号	入札日時	場所	開札
1	平成22年3月19日(金)午前10時	金沢市鞍月1丁目1番地	入札後、即時開札
2	平成22年3月19日(金)午前11時	石川県庁 603会議室(行政庁舎6階)	
3	平成22年3月23日(火)午前11時	羽咋市石野町へ31 石川県中能登土木総合事務所 羽咋土木事務所 1階会議室	
4	平成22年3月24日(水)午前11時	鳳珠郡能登町字松波3-60-3	
5	平成22年3月24日(水)午後1時	石川県立能登産業技術専門校 1階実習室	

別表3

物件番号	所在地番(現地説明の場所)	現地説明日時
1・2	金沢市田上町ㄱ63番2	平成22年3月10日(水)午前10時から
3	羽咋市島出町上1番16	平成22年3月10日(水)午後2時から
4	鳳珠郡能登町字松波壱五字30番2	平成22年3月11日(木)午前11時30分から
5	鳳珠郡能登町字松波弐八字108番2	平成22年3月11日(木)午後1時から

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成22年2月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
金沢都市計画下水道 (浅野処理区、西部処理区、臨海処理区)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第14号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成22年2月16日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第 1 (信号機の設置場所) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

401	犀川雪見橋詰 交 差 点	金沢市西大桑町10番33号先 市道 1 級幹線117号笠舞大桑線と市道西大桑町第 2 号との交差点	平 21. 12. 25
-----	-----------------	--	--------------

別表第 1 (信号機の設置場所) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

318	芳 齊 1 丁 目	金沢市芳齊 1 丁目453番地先 市道準幹線590号三社高岡町線上	平 21. 12. 21
-----	-----------	--------------------------------------	--------------

別表第 1 (信号機の設置場所) 小松警察署管内の表に次のように加える。

217	島 町 交 差 点	小松市島町チ 1 番地 主要地方道小松山中線と市道木場島線との交差点	平 21. 12. 21
-----	-----------	---------------------------------------	--------------

別表第 1 (信号機の設置場所) 寺井警察署管内の表81の項を次のように改める。

81	削	除
----	---	---

別表第 1 (信号機の設置場所) 寺井警察署管内の表に次のように加える。

117	下ノ江南交差点	能美市下ノ江町イ236番地先 主要地方道金沢美川小松線と市道小松インター線との交差点	平 21. 12. 28
-----	---------	---	--------------

別表第 1 (信号機の設置場所) 羽咋警察署管内の表に次のように加える。

141	今市橋詰交差点	羽咋郡志賀町高浜町夕39番地 2 先 町道第110号於古川幹線と町道第131号今市橋線との交差点	平 21. 12. 21
-----	---------	---	--------------

別表第 1 (信号機の設置場所) 七尾警察署管内の表を次のように加える。

150	小島町 1 丁目 交 差 点	七尾市小島町八部131番地先 主要地方道七尾輪島線と市道との交差点	平 21. 12. 25
151	山 の 寺 大 橋 交 差 点	七尾市小島町へ部138番地先 主要地方道七尾輪島線、市道西湊 5 号線及び市道西湊 7 号線との交差点	平 21. 12. 25

別表第 2 (一方通行) 大聖寺警察署管内の表83, 84の項を次のように改める。

83	削	除
84	削	除

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 大聖寺警察署管内の表19, 18の項を次のように改める。

19	市道 B 63 号 線	加賀市山代温泉十八の59番地 1 先	市道 B 63号から服部神社方向へ の右折	自動車及び原 動機付自転車	終 日
18		削	除		

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

259	市道 B 29 号 線	加賀市山代温泉万松園通十八 の47番地先	市道 B 29号線から山代温泉源泉 公園方向への右折	自動車及び原 動機付自転車	終 日
260	市道 B 54 号 線	加賀市山代温泉十八の50番地 先	市道 B 54号線から服部神社方向 への右折	自動車及び原 動機付自転車	終 日
261	市道 B 362号 線	加賀市山代温泉十八の117番 地甲先	山代東口交差点方向からはづち を楽堂方向への右折	自動車及び原 動機付自転車	終 日

別表第4(指定方向外進行禁止)寺井警察署管内の表に次のように加える。

277	市道新工業 団地3号線	能美市東任田町北5番地先	赤井町方向から小松市方向への 右折	自動車及び原 動機付自転車	終日
-----	----------------	--------------	----------------------	------------------	----

別表第7(歩行者用道路)金沢東警察署管内の表98、113の項を次のように改める。

98		削	除
113		削	除

別表第10(自転車歩道通行可)金沢東警察署管内の表5、6の項を次のように改める。

5		削	除
6		削	除

別表第13(車両通行帯)金沢東警察署管内の表114の項を次のように改める。

114	県道東金沢 停車場線	金沢市小坂町中18番地4先から 金沢市小坂町中36番地1先まで	4本	約30 メートル
-----	---------------	------------------------------------	----	-------------

別表第13(車両通行帯)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

119	県道東金沢 停車場線	金沢市小坂町西78番地先から 金沢市小坂町西81番地1先まで	4本	約15 メートル
-----	---------------	-----------------------------------	----	-------------

別表第13の2(自転車専用通行帯)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

12	県道東金沢 停車場線	金沢市小坂町中38番地 1先から 金沢市三池町207番1 先まで	約650 メートル	終日	道路左端から数えて1番目の 通行帯を自転車専用帯とする。 それ以外の通行帯は自転車専 用通行帯以外の通行帯とする。	自転車専用帯 を通行する車 両は、自転車 とする。
13	県道東金沢 停車場線	金沢市三池町208番1 先から 金沢市小坂町中60番地 先まで	約650 メートル	終日	道路左端から数えて1番目の 通行帯を自転車専用帯とする。 それ以外の通行帯は自転車専 用通行帯以外の通行帯とする。	自転車専用帯 を通行する車 両は、自転車 とする。

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分)金沢東警察署管内の表38の項を次のように改める。

38	県道東金沢 停車場線	金沢市小坂町中18番地4先から 金沢市小坂町中36番地1先まで	約30 メートル	4本	終日	道路左端から数えて1番目 の車両通行帯は自転車専用 通行帯、2番目の通行帯は 左折、3番目は直進、4番 目を右折とする。
----	---------------	------------------------------------	-------------	----	----	--

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

43	県道東金沢 停車場線	金沢市小坂町西78番地先から 金沢市小坂町西81番地1先まで	約15 メートル	4本	終日	道路左端から数えて1番目 の車両通行帯は自転車専用 通行帯、2番目の通行帯は 左折、3番目は直進、4番 目を右折とする。
----	---------------	-----------------------------------	-------------	----	----	--

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分)金沢西警察署管内の表36、37の項を次のように改める。

36		削	除
37		削	除